

令和7年度墨田区議会定例会2月議会提出予定案件（追加）

〈条例〉

- 1 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

〈人事〉

- 1 墨田区監査委員選任の同意について

1 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率の改定等をするとともに、国民健康保険法の一部改正（6.6.12公布、8.4.1施行）により、子ども・子育て支援納付金賦課額等に関する規定を定めるほか、所要の規定整備をする。

(2) 内容

ア 保険料率及び賦課限度額の改定等

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率の改定等を行うとともに、賦課限度額の一部引上げ等を行う。

区 分		現 行	改 正 案
基礎賦課額	所得割	7.71/100 〔賦課割合：56/100〕	7.51/100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	47,300円 〔賦課割合：44/100〕	47,600円 〔賦課割合：44/100〕
	賦課限度額	660,000円	670,000円
後期高齢者支援金等賦課額	所得割	2.69/100 〔賦課割合：56/100〕	2.80/100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	16,800円 〔賦課割合：44/100〕	17,600円 〔賦課割合：44/100〕
	賦課限度額	260,000円	現行どおり
介護納付金賦課額	所得割	2.25/100 〔賦課割合：56/100〕	2.43/100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	16,600円 〔賦課割合：44/100〕	17,800円 〔賦課割合：44/100〕
	賦課限度額	170,000円	現行どおり
子ども・子育て支援納付金賦課額	所得割	—	0.27/100 〔賦課割合：55/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	—	1,800円 〔賦課割合：45/100〕
	18歳以上被保険者均等割 (被保険者1人につき)	—	73円
	賦課限度額	—	30,000円

イ 保険料率の改定等に伴う低所得世帯に係る被保険者均等割額の減額等に係る改正等
低所得世帯に係る被保険者均等割額から減額する額の改定等を行うとともに、当該均等割額の減額に係る判定所得基準を改正する。

区 分	現 行			改 正 案		
	判定所得基準	被保険者1人につき減額する額		判定所得基準	被保険者1人につき減額する額	
7割減額世帯	所得が〔43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)〕を超えない世帯	基礎	33,110円	現行どおり	基礎	33,320円
		後期	11,760円		後期	12,320円
		介護	11,620円		介護	12,460円
		子ども	—		子ども	1,260円
		子ども (18歳以上)	—		子ども (18歳以上)	52円
5割減額世帯	所得が〔43万円+30万5千円×被保険者等の数+10万円×(給与所得者等の数-1)〕を超えない世帯	基礎	23,650円	所得が〔43万円+31万円×被保険者等の数+10万円×(給与所得者等の数-1)〕を超えない世帯	基礎	23,800円
		後期	8,400円		後期	8,800円
		介護	8,300円		介護	8,900円
		子ども	—		子ども	900円
		子ども (18歳以上)	—		子ども (18歳以上)	37円
2割減額世帯	所得が〔43万円+56万円×被保険者等の数+10万円×(給与所得者等の数-1)〕を超えない世帯	基礎	9,460円	所得が〔43万円+57万円×被保険者等の数+10万円×(給与所得者等の数-1)〕を超えない世帯	基礎	9,520円
		後期	3,360円		後期	3,520円
		介護	3,320円		介護	3,560円
		子ども	—		子ども	360円
		子ども (18歳以上)	—		子ども (18歳以上)	15円

*基礎：基礎賦課額 *後期：後期高齢者支援金等賦課額 *介護：介護納付金賦課額 *子ども：子ども・子育て支援納付金賦課額

ウ 保険料率の改定等に伴う未就学児に係る被保険者均等割額の減額に係る改定等未就学児に係る被保険者均等割額から減額する額の改定等を行う。

区 分		現 行		改 正 案	
		未就学児1人につき減額する額		未就学児1人につき減額する額	
7 割 減 額 世 帯	基礎賦課額	7,095円		7,140円	
	後期高齢者支援金等賦課額	2,520円		2,640円	
	子ども・子育て支援納付金賦課額	-		270円	
5 割 減 額 世 帯	基礎賦課額	11,825円		11,900円	
	後期高齢者支援金等賦課額	4,200円		4,400円	
	子ども・子育て支援納付金賦課額	-		450円	
2 割 減 額 世 帯	基礎賦課額	18,920円		19,040円	
	後期高齢者支援金等賦課額	6,720円		7,040円	
	子ども・子育て支援納付金賦課額	-		720円	
そ の 他 世 帯	基礎賦課額	23,650円		23,800円	
	後期高齢者支援金等賦課額	8,400円		8,800円	
	子ども・子育て支援納付金賦課額	-		900円	

(3) 施行期日

本年4月1日